

令和 5 年（モ）第 73 号 文書提出命令申立て事件

基本事件：令和元年（ワ）第 172 号，令和 3 年（ワ）第 181 号 違法行為差止請求事件

反 論 書

2024（令和 6）年 2 月 26 日

富山地方裁判所 民事部合議 C 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明 外

被告ら及び補助参加人（以下「被告ら」という。）作成の令和 5 年 1 月 24 日付け「文書提出命令の申立てに対する意見書」に関し、原告らは、次とおり反論する

第 1 濫用（網羅的・探索的な申立て）の主張について

1 被告らの意見の概要

被告らは、原告らが提出命令を求める取締役会議事録が、平成 23 年 3 月 11 日以降現在までのほとんど全ての取締役会議事録であるから、網羅的・探索的な申立てであり、濫用であると主張する。しかし、この被告らの主張は誤っている。

2 濫用（網羅的・探索的な申立て）に該当しないこと

(1) 一般的な文書提出義務の趣旨に沿っていること

旧民事訴訟法時代とは異なり、現行の民事訴訟法における文書提出命令制度においては、文書の証拠としての重要性に鑑み、民事訴訟における真実発見を図るため、同法 220 条 4 号において、文書提出義務が一般義務化されている。その趣旨は、①証拠偏在が一般化する中

で、真実発見を図るために一般義務が最も実効的であること、②権利関係は複雑化・多様化し、これをめぐる紛争の態様にも様々なものが現れる状況において、起こりうるあらゆる類型の訴訟において必要となりうる文書をあらかじめ具体的に想定し、網羅的に列挙しておくことは技術的にも困難であり、一般義務とせざるを得ないこと、③理論的にみても、一般義務である証言義務と文書提出義務の範囲を区分する積極的な根拠は見出し難いこと、などと説明されている<sup>1</sup>。

本件の基本事件は、まさに証拠の偏在が著しい訴訟類型であり、株主による取締役の違法行為差止請求という複雑な権利関係をめぐる現代的な紛争であって、文書提出義務が一般義務化されている上記趣旨に沿うものである。したがって、除外事由に該当しない限り、文書の所持者である補助参加人には一般義務としての文書提出義務が課されるのであって、証拠の偏在により必要な証拠を収集することが困難な原告らが証拠者が文書提出命令の申立てを行うことは何ら問題はない。被告から網羅的・探索的な申立てであり申立ての濫用に該当する、などと非難される所以はない。

## (2) 取締役会議事録が必要最小限度の文書であること

上記に加えて、そもそも原告らが提出命令の発令を求める対象文書は取締役会議事録及び配布資料等であり、本件紛争における争点との関係で必要な範囲に限定されているのであって、網羅的・探索的な申立てなどではなく、申立ての濫用に該当するとの被告らの主張は、この点からも誤っている。

すなわち、本件の基本事件では、被告ら取締役が福島事故後においても本件原発の再稼働推進という経営判断（再稼働推進方針の決定

---

<sup>1</sup> 「コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕」394頁以下〔2019〕参照。

と、その方針の維持継続)をするに際し、善管注意義務及び忠実義務違反が存在するか否か、より具体的にいえば、①経営判断の前提となつた事実の認識に不注意な誤りがなかったか(合理的な情報収集・調査・検討が行われたのか)及び、②その事実に基づく意思決定の過程が電力会社の取締役として著しく不合理なものでなかつたかが、大きな争点となっている。

そして、取締役らの検討・判断の経過や内容を端的に確認するための必要最小限度の証拠が、取締役会議事録及び同会議の配布資料等である。これらの資料が開示された後、それだけでは不十分なことが判明して追加で資料の開示を求めるることは想定できるものの、反対に、取締役会議事録が開示されただけで、取締役らの検討・判断の経過や内容が必要以上に開示されるような事態は、ほとんど想定できない。

### (3) 対象期間によって必要な範囲に限定されていること

ア また、原告らが開示を求める議事録のうち、期間を限定したうえで、対象とする記載事項が「本件原発に関する部分」と、若干抽象的な限定にとどまるものも存在する(本件申立書、第1の1及び2)。しかし、このような限定も、本件においては、争点との関係で十分に必要な範囲に限定されたものである。

イ まず、本件申立書、第1の1の対象期間は、「東日本大震災発生日から再稼働申請日まで」である。

福島原発事故という人類史上でも未曾有の被害を経験し、その真相究明も事故処理も完全になされていないにもかかわらず、原子力発電所を再稼働するという経営判断を行うことは、社会的に重大な判断であるにとどまらず、会社の経営上も大きなリスクを負うものである。

福島原発事故と同様の事故が発生した場合には、その社会的な責任だけでなく、経営上も破綻することが明らかである。したがって、福島原発事故の原因について、あらゆる資料に基づいて検討し、本件原発では同様の原因による事故が起きないことを確認することなしに再稼働方針を決定・維持することは、電力会社の取締役に課される善管注意義務及び忠実義務に反して許されない。

また、本件原発は、発電することなく現状を維持するだけでも年間400億円もの多額の費用を要する。福島原発事故を経験した結果、法令やそれに基づく規制基準の内容がどう厳格化されるのか、本件原発はこれに適合する可能性が高いのか低いのか、審査に要する時間はどの程度と予測されるのか、追加工事に要する費用はどの程度なのか、将来的に再稼働できた場合でも要した費用を回収するにはどの程度の運転期間が必要なのかなど、原子力発電事業の採算性を検討することなく、漫然と再稼働方針を決定・維持するということは、電力会社の取締役に課される善管注意義務及び忠実義務に反して許されない。

したがって、「東日本大震災発生日から再稼働申請日まで」の間に、取締役会においてどのような資料に基づき、どのような議論がなされたのか、そして、そこで議論された内容が現在も通用する判断であるのかについて、取締役会議事録及び配布資料に基づき検討することが必要であり、何ら網羅的・探索的な申立てではないことが明らかである。

ウ 次いで、本件申立書、第1の2の対象期間は、「規制委員会の有識者会合が敷地内断層の活動性を否定できないとの評価書を取りまとめた日から現在まで」である。

被告らは、規制委員会での適合性審査の結果を踏まえて再稼働を決定する方針をとっているというのであるから、規制委員会の有識者会合の判断は、被告らの本件原発の再稼働方針という意思決定をその後も維持すべきか否かの判断にとって、非常に重要な意味を有していたはずである。

この時点では、敷地内断層に関する北陸電力側の資料や考え方を改めて調査・検討し直し、従前の判断のどこに誤りや不足があったのか、有識者会合の指摘事項を覆せる見込みの有無・程度だけではなく、審査期間がどれくらい長期化するのか、他の審査事項についても判断の誤りなどがないのか、審査期間の長期化を受けて本件原発の経済合理性がどのように変化するか、などについて検討を尽くさなければならぬ。そして、有識者会合の評価書が出されて以降、規制委員会が本件原発の敷地内断層の活動性に関する北陸電力の意見を受け入れたのは令和5年3月であったことからすると、上記の検討は、現在まで継続してなされていなければならない。これらの検討を行うことなく、漫然と再稼働方針を決定・維持するということは、電力会社の取締役に課される善管注意義務及び忠実義務に反して許されない。

したがって、「規制委員会の有識者会合が敷地内断層の活動性を否定できないとの評価書を取りまとめた日から現在まで」の間に、取締役会においてどのような資料に基づき、どのような議論がなされたのか、そして、そこで議論された内容が現在も通用する判断であるのかについて、取締役会議事録及び配布資料に基づき検討することが必要であり、何ら網羅的・探索的な申立てではないことが明らかである。

#### (4) 議事内容による限定も十分であること

本件申立書、第1の3ないし9については、取締役会での議事内容によって、対象文書を限定している。そして、提出を求める対象としている議事内容は、いずれも本件原発の安全性や再稼働方針の経済合理性に関する事項である。これらの事項について、十分な資料に基づき、合理的な検討を尽くすことなく、漫然と再稼働方針を決定・維持するということは、電力会社の取締役に課される善管注意義務及び忠実義務に反して許されない。

したがって、これらの議事内容について、取締役会においてどのような資料に基づき、どのような議論がなされたのか、そして、そこで議論された内容が現在も通用する判断であるのかについて、取締役会議事録及び配布資料に基づき検討することが必要であり、何ら網羅的・探索的な申立てではないことが明らかである。

### 3 まとめ

以上のとおり、原告らが文書提出命令を求める取締役会議事録及びその配布資料等は、本件の争点との関係で必要な範囲に限定されており、網羅的・探索的な申立てではないことが明らかである。したがって、被告らの申立ての濫用との主張は誤りである。

## 第2 安全性について

### 1 被告らの意見の概要

(1) 被告らは、新規制基準適合性確認審査の申請を行い、同審査を受けているところであり、原子力規制委員会の同審査の結果を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を決定することとしているので、何ら善管注意義務及び忠実義務違反はなく、安全性に関する取締役会議事録を取り調べてもこれらの義務違反という要証事実は明らかにならないので、本申立ての必要性がないと主張する。

(2) 加えて、被告らは、取締役が自ら安全対策の内容に関する科学的・専門技術的事項を判断することは求められておらず、このような科学的・専門技術的事項は新規制基準適合性確認審査において審議判断されるのであり、審査に係る資料・議事録はインターネットにて公開されている、とも付言する。

しかし、これらの被告らの主張は誤っている。

## 2 被告らの主張を基礎づける証拠がないこと

上記1(1)について、被告らは規制委員会の審査結果を踏まえて再稼働の可否を決める方針である旨を主張する。しかし、被告らがそのような方針を取締役会で決定した旨を客観的に明らかにする証拠は提出されていない。被告らの主張を証拠により明らかにするためにも、取締役会議事録等の提出を命じることが必要である。

## 3 新規制基準適合性審査を申請するだけでは善管注意義務・忠実義務違反を免れないこと

すでに何度も述べているとおり、本件原発は、再稼働することなく現状維持のためだけでも、年間400億円以上の費用を要する。規制委員会に新規制基準適合性審査を申請し、その審査を受けるということは、審査が終わるまでの間、発電することもなく莫大な費用を支出し続けることになる。そして、もし審査を通過しなかった場合には、審査に要した費用と審査期間中の本件原発の維持費用の全てが、何ら利益を伴わない支出となり、北陸電力の損失となってしまう。このような経営判断を行い、そしてその判断を維持し続ける場合には、十分な資料を検討したうえで（新たな事実が判明した場合には、その都度、検討し直し続けたうえで）、適合性審査を通過することについて一定の見込みを得ていなければ、電力会社の取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反することは明らかである。

したがって、被告ら取締役は、本件原発について新規制基準適合性審査を申請するに当たって、漫然と申請だけするということは許されず、善管注意義務及び忠実義務として、申請の前に十分な資料を検討し、審査を通過するという一定の見込みを得ていなければならない。この点について、被告ら取締役が、適合性審査を申請するに当たって、どのような資料に基づき、どのような検討を行ったのかについては、全く明らかになっていない。この点は、本件の争点として最も重要な点であって、これを明らかにするためには、最低限、取締役会議事録及び配布資料等の提出を命じることが必要である。

#### 4 新規制基準に適合しても安全性が担保されないこと

(1) また、新規制基準は、あくまで電力会社が遵守しなければならない安全性の最低基準に過ぎないのであって、これに適合しているからといって、十分な安全性が担保されるとは限らないことについては、基本事件において、再三にわたり主張してきたところである。

これに加えて、原告らは、本書面と同日付けで基本事件にて提出する第37準備書面（新規制基準に適合しても志賀原発の安全性は担保されないこと）において、この点について主張を補充している。以下に、同書面に基づき、その概要について説明する。

##### (2) 基準地震動（震源を特定せず策定する地震動）の策定・審査実態

ア 新規制基準においては、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」のほかに、事前の詳細な調査によっても内陸地殻内地震を事前に評価し切ることができないことから、全ての敷地（対象サイト）において考慮すべき地震動として、「震源を特定せず策定する地震動」が策定される。そして、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に各種の不確かさを考慮して、敷地の地盤特性に応じた

応答スペクトルを設定して策定するとされ、地震動評価としては全国共通に考慮すべき地震では Mw6.5 程度未満とされている（以上、審査ガイドより）。

イ しかし、「震源を特定せず策定する地震動」の策定過程に、安全性に影響を及ぼす問題がある。過去のどの地震を考慮するかについて一義的で明確な基準がなく、従前想定していなかった地震が発生した事例があっても、後付けで（ひいては恣意的に）既存の断層と関連付けられるなどとして、策定過程において考慮すべき地震から除外されている可能性がある。

この点、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、既存の海底断層が複数運動したとされており、そのマグニチュードは M7.6 と評価されている、この地震の扱いに関して石橋克彦氏は、「震源を特定せず策定する地震動」と扱うべきだと論じている（甲 1 6 9）。同氏は、新規制基準が制定される前の旧基準当時の旧原子力安全委員会耐震審査会分科会委員であり、地震に関する専門家である。

このように、専門家であっても考慮すべき地震の判断が分かれるのであって、各専門家が考慮すべきと主張する過去の地震を全て網羅していない限り、「震源を特定せず策定する地震動」の策定過程には安全性に関する疑義があると言わざるを得ない。

ウ また、上記のように、考慮すべき過去の地震の選定が恣意的となり得ることのほかに、「震源を特定せず策定する地震動」が不当に低く評価されているという問題もある。

この点、原子力規制委員会の元委員長であり、地震に関する専門家である島崎邦彦氏は「予め震源を特定できない地震」の最大規模は M7.1 程度であると論じている（甲 1 7 0）。

しかし、新規制基準ではいまだに地震動評価としては全国共通に考慮すべき地震では Mw6.5 程度未満とされており、より安全側にたって判断すべき原子力発電所の耐震基準において、新しい知見を反映していない新規制基準は不十分な基準である。

### (3) 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の問題

新規制基準においては「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を策定するところ、その策定の際の評価方法の一つに、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」がある。そして、この地震動評価を実施するには、地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」等の最新の研究成果を考慮して、震源特性パラメータが設定されることになる。

このように策定される「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」が安全性を担保するための基準であるというためには、その前提となる強震動予測が信用できるものでなければならない。しかし、現在の強震動予測に関する研究は、未だ原子力発電所の安全に寄与できるほどには成熟しておらず、そのような強震動予測に基づき策定されている「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」もまた、原子力発電所の安全性を担保するための基準としては、不十分と言わざるを得ない。

この点、土木工学の立場から強震動予測に係る研究と実務に 20 年ほど携わってきた野津厚氏（国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、港湾空港技術研究所 地震防災研究領域長）も、地震学及び強震動研究はまだ若い学問であり、大きな地震が起きるたびにそれ以前の知見では予測できなかった事態が生じ、研究の知見が塗り替えられ続けていること、今後も大きな地震が起こるたびに研究の知見が更新されることが予想されており、強震動研究は原子力発電所の安全

に寄与できるほどには成熟していないこと、地震や津波などの将来予測には不確実性があり、強震動研究には未知の領域が多く残されており、現状の技術レベルでは確かな安全性を保証できないこと、などを指摘しているところである（甲171）。

また、強震動予測手法を考案した京都大学の入倉教授自身が、「基準地震動はできるだけ余裕を持って決めた方が安心だけ、それは経営判断の問題」とする発言をしているのであって、まさにこの点について被告らがどのような資料に基づき、どのような議論をしたのかを明らかにする必要がある。

#### (4) 地震性隆起地形や運動について

ア 現在、規制委員会では本件原発2号機の審査が行われているところ、現在の日本活断層学会の会長である鈴木康弘・名古屋大学教授は、同審査の中では地形学者の指摘する地震性隆起地形について考慮されてこなかったと述べている（甲172）。具体的には、富来川南岸断層及びこの断層の海側に延長された先の断層（兜岩断層等）の評価である。

原告らは、金沢地裁で北陸電力を相手方とする訴訟の中で早くから富来川南岸断層の活動性、海成段丘面の存在（隆起）について主張していたが（甲173）、北陸電力は、訴訟においてはもちろん、原子力規制委員会の適合性審査においても富来川南岸断層の活動性そのものを否定していた。現在は適合性審査において、富来川南岸断層の活動性そのものは評価検討されているものの、海側の断層との関係や志賀原発の敷地そのものの隆起などは何ら評価されていない（甲172）。

このように、新規制基準に基づく審査では、およそ新しい知見を取り入れた審査がなされているとは言い難い状況にある。

イ また、2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震との関連では、地震性隆起地形のほかに、断層の運動についても重要な問題である。

本件原発2号機の新規制基準適合性審査において、規制委員会は北陸電力に対し、能登半島北部沿岸の海底断層の運動について検討を指示していた。しかし、北陸電力は、笙波沖断層帯（東部）との連動に関しては2007年の能登半島地震としてそのほとんどが応力解放されているから運動を考慮する必要がないと回答し、原子力規制委員会はこれに何ら異を唱えていなかった。ところが、2024年能登半島地震では笙波沖断層帯（東部）も含む複数の海底断層が運動して動いたことが明らかとなっている。

このように、新規制基準適合性審査の審査実態そのものが科学的になされているか疑問があり、仮に科学的に審査されているとすれば現在の科学（地震学）の限界が明らかになった（運動しない方向での審査が誤っていた）のであり、規制委員会にて新規制基準に適合すると判断されたとしても、本件原発の安全性が担保されない。

#### (5) 外部電源の軽視

ア 新規制基準では、その「考え方」において、「事故発生時は、外部電源系による電力供給は期待すべきではない。」と説明されており、事故発生時の外部電源の確保を諦めている（原告第24準備書面p16）。その結果、原発施設外の外部電源設備の耐震重要度分類はCクラスとされており、外部電源を受ける施設内変圧器の耐震重要度分類もCクラスとされている。

これを受け、本件原発の変圧器は、500ガルの地震動にしか耐えられない設計がなされている（甲174）。能登半島地震では、

本件原発の1号機と2号機いずれにおいても、変圧器が各1台損壊して油漏れを起こし、受電できなくなった（甲151、153）。

本件原発の変圧器は、基準地震動（本件原発2号機の場合100ガル）より遙かに弱い地震動にしか耐えられない設計がなされ、実際にも耐えられなかった。新規制基準が予定したとおりの「諦め」の結果が、実際に生じたのである。

ウ しかし、外部電源の耐震重要度分類をCクラスとする、新規制基準の「諦め」や「期待しない」考え方自体が、安全性の確保の点で、不合理な審査基準と言わざるを得ない。

この点、東京大学地震研究所の瀬瀬一起名誉教授は、基準地震動に満たない地震で外部電源が被災することはかなりの確率で起こりうるのであって、新規制基準において外部電源の耐震重要度分類をSクラスに格上げしないことは適切ではない旨、指摘している（甲175）。

また、ゼネラル・エレクトリック社原子力事業部の元技術者であった佐藤暁氏も、福島第一原発が外部電源を喪失して過酷事故を起こしたのに対し福島第二原発は外部電源がかろうじて1系統生き残ったため過酷事故を免れたことから、「安全系」（止める・冷やす・閉じ込める・のいずれかの機能を有する設備）に該当しない設備であっても、その機能喪失が重大事故の原因となる場合があることを指摘している（甲176）。

さらに、国会事故調も、過酷事故を引き起こした福島第一原発とこれを免れた福島第二原発との違いについて、福島第二原発では外部電源が残ったからこそ過酷事故を免れた、との分析結果を報告している（甲1p183）。

エ このように、外部電源の確保は、原子力発電所の安全性確保にとって極めて重要であるにもかかわらず、新規制基準では、耐震重要度分類がCクラスとされており、安全性を担保できる内容ではないことが明らかである。

#### (6) 地震動の影響の軽視

ア 新規制基準では、重大事故が発生した場合に外部電源には期待せず、原発施設内の非常用電源（非常用ディーゼル発電機等）で対応することを求める。しかし、福島第一原発では、現在に至っても、地震によってどの機器がどのような損傷を受けたのかが解明されていない。

イ 福島第一原発では、地震後に津波により浸水したため、浸水した設備や機器への地震による損傷が分からなくなっている。格納容器内も地下水で満たされたため、地震による損傷が分からない。このように、福島第一原発事故では、未だ、内部の機器の地震による損傷状況が解明されていないのである。

例えは、東京電力の元従業員の木村俊雄氏は、過渡現象記録装置のデータをもとに、福島第一原発1号機で制御棒駆動水圧系の配管が地震によって破損し冷却剤が漏れた可能性を指摘している（甲35の1、35の2）。しかし、同配管は、メルトダウンした燃料に巻き込まれて原型をとどめていないであろうし、高濃度に汚染された地下水の中に水没していて現物を検証しようがなくなっている。

ウ このように、地震による機器への影響が不明であるのに、非常用電源によって事故を収束することができるとの方針自体が、科学的な根拠のないものであって、新規制基準の考え方は不合理である。

#### (7) 耐震重要度分類Cクラスの設備の脆弱性

能登半島地震では、耐震重要度分類Cクラスの変圧器が、基準地震動に満たない今回の揺れによって実際に大きく損傷し、機能を喪失した。すなわち、耐震重要度分類Cクラスの設備は、基準地震動に満たない地震によって、実際に損傷し、機能を喪失し得ることが明らかになった。

今回、非常用取水設備の損傷については報告されていないが、非常用取水設備もCクラスである以上、基準地震動に満たない揺れによって機能を喪失する危険があることが明白となった。非常用取水設備は、重大事故発生時に炉心を冷やすために欠かせない設備である（原告第27準備書面）。これが機能喪失する危険性があることが明らかとなつたのであるから、Cクラスにとどめることを許している新規制基準は不合理である。

(8) 以上のとおり、新規制基準の適合性審査を通過しただけでは、本件原発の安全性を担保できない。

したがって、被告ら取締役は、本件原発の再稼働方針を決めるに際しては、新規制基準適合性確認審査の申請を行い同審査を受けるだけでは足りず、少なくとも上記で原告らの指摘する事項に基づいて、本件原発の安全性について、十分な資料に基づいて、調査・検討を行わなければならず、これを怠っているのであれば、電力会社の取締役としての善管注意義務及び忠実義務違反に該当すると言わざるを得ない。そして、この点について、被告ら取締役が、どのような資料に基づき、どのような検討を行ったのかについては、全く明らかになつてない。これを明らかにするためには、最低限、取締役会議事録及び配布資料等の提出を命じることが必要である。

## 5 能登半島地震により文書を提出させる必要性が増したこと

2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震は、その規模や被害状況、断層の運動、地盤隆起など、これまでの新規制基準に基づく適合性審査では対応できない様々な事態を引き起こしている。また、道路の寸断や通信の途絶、家屋の倒壊、大津波警報、大規模火災など、これまでの避難計画が全く機能しないことも明らかになった。これら、能登半島地震により明らかになってきた問題点については、本書面と同日付けで基本事件にて提出する第35及び第36準備書面で述べるとおりである。

その要点は、新規制基準による適合性審査がなされてきたが、それでも能登半島地震は規制委員会にとって想定外の連続であり、地震予測には未だ大きな限界があり、新規制基準による安全性審査では安全性が担保されないことが明らかになったこと。そして、本件原発が立地する能登半島においては、その地形的な特徴もあり、住民避難などおよそ不可能であることが明らかとなった。住民避難が不可能である以上、本件原発では地震による放射能漏れは絶対に起こしてはならないのである。

このような能登半島地震が明らかにした悲惨な状況に照らすならば、新規制基準の適合性審査を受けるだけでは本件原発の安全性を担保できないのであって、被告ら取締役においてそれでも再稼働の方針を決定し、維持するというのであれば、少なくとも原告らが指摘する事項について、十分な資料に基づき、調査・検討を行っていなければ、電力会社の取締役としての善管注意義務及び忠実義務違反を免れない。能登半島地震は、このことをより明らかにしたのであって、この点を明らかにするためにも、取締役会議事録及び配布資料等の提出を命じる必要性がさらに増したといえる。

## 6 新規制基準適合性確認審査に係る資料・議事録では足りないこと

なお、被告らは、上記1(1)にて、取締役が自ら安全対策の内容に関する科学的・専門技術的事項を判断することは求められておらず、このような科学的・専門技術的事項は新規制基準適合性確認審査において審議判断され、審査に係る資料・議事録はインターネットにて公開されている、とも述べている。

しかし、被告ら取締役は、本件原発を再稼働するのであれば、その安全性について、電力会社として調査・検討する義務があることは当然である。科学的・専門的技術的事項を担当する部署に調査・検討を命じ、取締役としてその検討過程や検討結果を確認しなかったというのであれば、それは電力会社の取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反するのは明らかである。

また、新規制基準適合性確認審査における審査資料・議事録が公開されていたとしても、被告らが事前に調査・検討した資料の全てが規制委員会に提出されているわけではない。場合によっては、安全性審査に重要な資料が提出されていないことも想定される。被告ら取締役が、どのような資料を収集し、規制委員会に提出する資料をどのような議論の中で取捨選択したのか、全く不明であり、その過程に取締役としての判断があるはずである。したがって、新規制基準適合性確認審査における審査資料・議事録とは別に、取締役会議事録及び配布資料等について、確認する必要がある。

## 7　まとめ

以上のとおり、被告らが規制委員会における新規制基準適合性確認審査での審査結果を踏まえて再稼働方針を決めるとの経営判断をしたと主張しているからといって、それだけでは本件原発の安全性が担保されないのであって、被告ら取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無も判断できない。このことは、能登半島地震を受け、より明確になってい

る。そして、この点を判断するためには、本件原発の安全性について、取締役会にてどのような資料に基づき、どのような議論をしたのかを明らかにすることが不可欠である。

### 第3 経済性について

#### 1 被告らの意見の概要

被告らは、原子力発電所の経済性の点は、経営方針の妥当性の問題であって、違法性の問題たり得ないとして、取締役会議事録を取り調べても被告らの善管注意義務及び忠実義務違反の要証事実は明らかにならないので、本申立ての必要性がないと主張する。しかし、この被告らの主張は誤っている。

#### 2 経済性も善管注意義務及び忠実義務違反となりうること

被告らは、経済性の点は経営方針の妥当性の問題なので違法性の問題たり得ないと主張するが、経営方針の問題であっても、いわゆる経営判断原則の理論などが存在するように、善管注意義務及び忠実義務違反となりうる。そして、その際の判断基準は、情報収集と分析を行っているか、その結果に基づく意思決定の過程・内容に著しい不合理がないか、などの観点から判断されることになる。

この点、既述のとおり、本件原発は、発電することなく現状を維持するだけで年間400億円以上の費用を要している。そして、新規制基準適合性確認審査に要する時間や、審査を通過するために要する工事によっては、その費用は大幅に増大する。また、最終的に審査を通過しなかった場合には、全ての費用が無駄になってしまう。したがって、多額の費用を要する本件原発の再稼働という経営判断を行う場合には、その事業の採算性について、事前に十分な情報収集と分析を行い、その結果に基づいて再稼働推進という意思決定に至る過程や内容に著しい不合理が

ないことが求められる。これに違反した場合には、経済性の点であっても、被告ら取締役は、善管注意義務及び忠実義務違反の責任を負うことになる。

### 3　まとめ

以上のとおり、本件原発を再稼働することによる経済性の問題についても、電力会社における取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の判断要素となりうるのである。そして、この経済性に関する資料は、新規制基準適合性確認審査においては提出・検討されず、取締役会議事録及び配布資料等によって確認するよりほかなく、本件の争点を判断するためには、これを明らかにすることが不可欠である。

以上